

令和8年度 デジタルマーケットプレイス基本契約

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、デジタル庁が構築し提供する行政機関等の調達を効率化するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス」を利用し、製品、サービスその他の情報の登録等をする登録事業者が、登録商品を登録行政機関等に対して提供するにあたり、その基本的条件を定めるものである。

(定義)

第2条 本契約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「DMP」とは、デジタル庁が構築し提供するカタログサイト「デジタルマーケットプレイス」のことをいう。
- (2) 「DMP利用者」とは、DMPを利用する者をいう。
- (3) 「登録事業者」とは、DMP利用者のうち、本契約を締結した事業者をいう。
- (4) 「登録希望事業者」とは、DMPの利用を希望する事業者をいう。
- (5) 「登録行政機関等」とは、DMP利用者のうち、DMPに利用登録をした行政機関等（国の機関、地方公共団体その他のデジタル庁が利用登録を認める機関をいう。）をいう。
- (6) 「登録商品」とは、別途デジタル庁が指定した商品の範囲内において、登録事業者がDMPに登録したソフトウェア・サービスをいう。登録したソフトウェア・サービスに付帯して提供される、セットアップサービス、ヘルプデスク、データ移行支援、ユーザーサポートサービスその他デジタル庁が定める登録行政機関等のソフトウェア導入を支援するサービスも含む。
- (7) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいう。
- (8) 「法令等」とは、法律、政令、省令、通達、規則、条例、裁判所の判決、決定、命令、強制力のある行政処分ガイドラインその他の規制の総称をいう。
- (9) 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項により定義されたものをいう。
- (10) 「個別契約」とは、登録行政機関等がDMPを活用して登録商品を調達するために登録事業者との間で締結する契約をいう。

(適用)

第3条 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、登録行政機関等及び登録事業者間で行われる登録商品についての個別契約に共通して適用するものとする。ただし、個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、本契約の定めが個別契約の定めより優先して適用されるものとする。

- 2 本契約を締結したことを以て、個別契約の締結を保証するものではない。
- 3 登録希望事業者本人又は本契約を締結することにつき登録希望事業者から正当な委任を受けた者が、本契約を締結するものとする。

(本契約の契約期間)

第4条 本契約の契約期間については、登録が完了した日から令和9年3月31日までとする。

(個別契約)

第5条 登録事業者から登録行政機関等に売り渡される登録商品の品名又はサービス名、数量、個別契約の契約期間、代金、納品、検収に関する事項その他の売買に必要な条件は、本契約に定めるものを除き、個別契約において定められるものとする。

- 2 個別契約の締結は、会計法令、地方自治法令その他の法令等の規定に従い、登録事業者と登録行政機関等の間で別途締結されるものであり、デジタル庁は関知しないものとする。ただし、デジタル庁が登録行政機関等として登録事業者と個別契約を締結する場合はこの限りではない。
- 3 登録事業者は、登録行政機関等と個別契約を行う際、調達内容について確認し、双方の認識に齟齬がないよう努めなければならない。

(通知)

第6条 デジタル庁から登録事業者への通知は、別途の定め又は合意がない限り、通知内容を書面（電子メールその他の電磁的方法を含む。以下、同じ。）で送る又はDMPに掲載する等、デジタル庁が適当と判断する方法により行うものとする。

- 2 デジタル庁が、登録事業者の届け出た住所若しくはメールアドレスに宛てて、又はDMPを通じて登録事業者への通知を発した場合、当該通知が延着又は不着となったときであっても、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(契約の変更)

第7条 デジタル庁は、第4条に定める契約期間内において、本契約の内容を変更した場合は、前条に定める方法により、登録事業者に通知して登録事業者からの同意を得るものとする。

(分離可能条項)

第8条 本契約のいずれかの条項又はその一部が、無効又は何らかの理由で執行不能であることが判明したときは、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第9条 登録事業者は、あらかじめデジタル庁の書面による同意がない限り、登録事業者として

の地位並びに登録事業者としての権利及び義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとする。

(DMPに関する知的財産権)

第10条 DMPに関する知的財産権はすべてデジタル庁又はデジタル庁に利用を許諾する正当な権利者（以下、本条において「デジタル庁等」という。）に帰属し、登録事業者は、DMPを利用する限りにおいて、デジタル庁等の知的財産権の利用ができるものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第11条 登録事業者は、自己の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下、同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを表明し、将来にわたってもこれらに該当しないことを確約するものとする。本契約に定めるものを除き、本条に関連する事項については、個別契約において定められるものとする。

第2章 登録手続等

(登録)

第12条 登録希望事業者は、本契約を遵守することに同意し、かつデジタル庁の定める一定の情報（以下、「登録事項」という。）をデジタル庁の定める方法でデジタル庁に提供することにより、デジタル庁に対し、DMPの利用の登録を申請することができるものとする。

2 デジタル庁は、前項に基づいて登録申請を行った登録希望事業者（以下、「登録申請事業者」という。）について、デジタル庁が登録を認める場合にはその旨を登録申請事業者に通知するものとする。登録申請事業者の登録事業者としての登録は、デジタル庁が本項の通知を行ったことをもって完了したものとする。

3 前項に定める登録の完了時に、本契約が登録事業者とデジタル庁との間に成立し、登録事業者はDMPを本契約に従い利用することができるようになる。

4 デジタル庁は、登録申請事業者が第16条各号に該当すると判断した場合には、登録を拒否することができる。

(アカウントの発行の制限)

第13条 登録希望事業者は、DMPに関するアカウントを不必要に発行申請してはならないも

のとし、必要最小限のアカウント発行申請をするものとする。

- 2 DMPは、同一の名義により、複数のアカウントの発行を行うことができないものとする。
- 3 デジタル庁は、登録事業者が複数のアカウントの発行の申請等を行った場合において、当該アカウントの必要性に疑義があると認めるときは、発行数を制限し、又は発行後の取り消しができるものとする。なお、デジタル庁が発行数を制限し、又は発行を取り消したことによって登録事業者が損害を被ったとしても、デジタル庁は一切の責任を負わないものとする。

第3章 利用停止等

(登録事業者の事情による利用停止)

第14条 登録事業者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、デジタル庁は事前に通知することなく、登録事業者がDMPに関してデジタル庁に提供した情報について、公開の停止をすること又は公開をしない措置を講ずることができるものとする。

- (1) 本契約に違反した場合
- (2) 登録事項について、登録後に変更があったにもかかわらず変更がされない場合
- (3) 登録事項又は登録事業者がDMPに公開した情報（以下、「公開事項」という。）の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記入漏れがある場合
- (4) 登録事業者（以下、本号において「本登録事業者」という。）がDMPに登録した商品（以下、本号において「当該商品」という。）について、他の登録事業者（以下、「他の登録事業者」という。）が当該商品をDMPに登録していることが認められ、かつ他の登録事業者から本登録事業者が当該商品の提供又は販売を正当に行う立場にないと申し立てがあった場合
- (5) 登録事業者の登録商品について、デジタル庁が別途指定するDMPに登録可能なソフトウェアの要件に該当しないとデジタル庁が判断した場合
- (6) 行政機関等が事業者に対して求めるセキュリティ基準（第22条4項に定めるもの）を登録事業者が満たしていない、又はそのおそれがあるとデジタル庁が判断した場合
- (7) その他DMPの利用継続又は登録が不相当である場合

2 登録事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、デジタル庁は登録事業者に通知することなく、登録事業者がDMPに関してデジタル庁に提供した情報の全部若しくは一部の削除若しくは公開の停止をし、又は登録事業者の利用停止をさせることができるものとする。なお、本項に基づく利用停止後、第4条に定める契約期間までに利用停止の事由が解消されない場合は、第16条第4号に準じる事由が生じた場合に該当するものとして、デジタル庁は第16条第8号に基づき本契約を何ら通知なく解除できるものとする。

- (1) 登録事業者の届け出た住所又はメールアドレスに宛てて回答を求める通知をしたにもかかわらず、何ら回答なく、1か月以上経過した場合
- (2) 登録事業者が1年以上アカウントを利用していない等、デジタル庁がアカウントの利用実

態がないと判断した場合

(契約の解除)

第15条 登録事業者は、デジタル庁が定める方法により、本契約の解除を行うことができるものとする。

2 登録事業者が本契約を解除した結果として、当該登録事業者、当該登録事業者以外の登録事業者又は登録行政機関等に損害が生じた場合、デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わないものとする。

第16条 デジタル庁は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知をすることなく、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約を締結することについて、登録希望事業者から正当な委任を受けていない者が本契約を締結した場合
- (2) デジタル庁が指定する全省庁統一資格を登録事業者が保有していない場合
- (3) 本契約に違反した場合
- (4) 登録事業者が、デジタル庁若しくは登録行政機関等の求めに応じない等登録事業者が適切な対応をしていない又はしないおそれがあると、デジタル庁が認めた場合
- (5) 過去、DMPその他デジタル庁の提供するサービスの利用登録の拒否、取消又は契約の解除等の措置を受けたことがある場合
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行った場合
- (7) DMPに登録したGビズIDのプライム及びメンバーアカウントが有効なアカウントでなくなった場合
- (8) その他前各号に準じる事由が生じた場合

(システムの停止)

第17条 DMPの利用可能時間は、原則として24時間365日とする。ただし、デジタル庁は、利用可能時間における利用について努力義務を負うのみで、利用できることを保証するものではない。

2 デジタル庁は次の各号のいずれかに該当する場合には、登録事業者に事前に通知することにより、DMPの全部又は一部の提供を停止できるものとする。ただし、緊急の場合は、事前の通知を要しないものとする。

- (1) DMPに関わるハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他の関連する機器又はシステムの点検又は保守作業を定期的に又は緊急に行う場合
- (2) コンピュータ又は通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他の予期せぬ要因によりDMPの提供が困難となった場合

- (3) DMPに関するセキュリティ上の問題が生じた場合
- (4) 天災地変、戦争又は戦争のおそれ、封鎖、通商停止、革命、暴動、疫病その他の伝染病、物資又は施設の破壊又は損傷、火災、台風、地震、洪水その他のデジタル庁の管理可能な範囲を超える場合
- (5) 法令等又はこれらに基づく措置によりDMPの運営が困難となった場合
- (6) その他前各号に準じる事由によりデジタル庁が必要と判断した場合

(システムの終了)

第18条 デジタル庁は、登録事業者へ事前に通知することにより、DMPの提供を終了できる。

ただし、緊急の場合その他事前の通知が困難な場合には、事後に通知するものとする。

2 前項に基づきDMPの提供を終了したことにより登録事業者に発生する損害について、デジタル庁は故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

第4章 DMPにより提供する機能等

(登録事業者に提供される機能)

第19条 デジタル庁がDMPにおいて登録事業者に提供する機能は以下のとおりとする。

- (1) 登録事業者が登録を希望するソフトウェア・サービスについて登録又は修正する機能
- (2) 登録商品の情報を公開又は非公開とする機能
- (3) 上記各号のほか、登録事業者がDMPを利用するにあたり必要な機能

(GビズID Web-API機能の利用)

第20条 DMPは、提供にあたり、デジタル庁の法人・個人事業主向け共通認証システムGビズID Web-API機能を利用して取得した情報を利用しており、当該機能の利用については、当該システムのために定められる利用規約その他の規程が本契約に優先して適用されるものとする。

(委託)

第21条 デジタル庁は、登録事業者に対するDMPの提供に関して必要となる業務の全部又は一部をデジタル庁の判断にて第三者に委託することができるものとする。この場合、デジタル庁は、当該委託先(以下、「委託先」という。)に対し、第34条及び第35条のほか当該委託業務遂行についてデジタル庁が登録事業者に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとする。

第5章 登録事業者の義務等

(対応義務)

- 第22条 登録事業者は、DMPの登録事項に変更が生じた場合、遅滞なくDMPへの入力を行わなければならない。
- 登録事業者は、登録商品の提供を取りやめた場合には、DMPの登録に関しても直ちに取りやめなければならない。
 - 登録事業者は、当該登録事業者がDMPに登録し、公開している情報について、登録行政機関等からDMPを通じて照会があった場合には、当該照会に対して対応しなければならない。
 - 登録事業者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月30日総務省策定）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月10日関係省庁申合せ）」等に準拠して必要なセキュリティ対策を講じるものとする。
 - 登録事業者は、外部委託先（再委託先等を含む）によってソフトウェア・サービスに意図せざる変更が加えられること等を防止するため、アクセス管理、システムの開発・変更に係る管理（開発管理、変更管理）及びシステムの運用管理（ぜい弱性管理、暗号による処理、媒体の処分、障害管理、システム運用監視、ネットワーク管理、冗長性の確保等）に関する外部委託先の管理を行い、ソフトウェア・サービスの登録の際にその旨デジタル庁に対して宣誓を行うものとする。
 - 登録事業者は、デジタル庁から追加の情報提供の要請を受けた場合、対応しなければならない。
 - 前項までの定めにもかかわらず、登録事業者が対応しなかった場合には、必要に応じてデジタル庁は当該登録事業者に係るDMPの利用停止等の措置を講じることができるものとする。

(利害関係者への同意等)

- 第23条 登録事業者は、DMPに登録する前に、登録行政機関等に登録商品を提供又は販売するにあたり必要となる利害関係者の同意の取得その他の措置を取るものとする。
- 登録事業者は、前項に定める措置の不備により、デジタル庁及び登録行政機関等に損害（第三者とのやり取り、紛争への対応費用、購入した登録商品が利用できなかったことによる損害を含む。）が発生した場合、その補償をするものとする。

(見積書の提出等)

- 第24条 登録事業者は、登録行政機関等からDMPを通じて見積書の求めがあった場合には、見積書の提出に応じるよう努めなければならない。
- 登録事業者は、前項により見積書を提出した登録行政機関等から個別契約締結の求めがあつ

た場合には、これに応じるよう努めなければならない。ただし、登録事業者が登録行政機関等に対して応じられない理由を示し、当該登録行政機関等から了承を得られた場合には、この限りではない。

- 3 登録事業者は、第1項により見積書を提出した登録行政機関等から指名通知が届いた場合には、入札に応じるよう努めなければならない。ただし、登録事業者が登録行政機関等に対して応じられない理由を示し、当該登録行政機関等から了承を得られた場合には、この限りではない。
- 4 登録行政機関等と個別契約を締結中に当該登録商品の提供の中止が決まった場合には、直ちに当該登録行政機関等と対応を協議しなければならない。

(販売情報報告義務)

第25条 登録事業者は、第5条により登録行政機関等と個別契約を締結した際には、当該個別契約の概要をデジタル庁に報告しなければならない。

(自己責任の原則)

第26条 登録事業者は、自己の責任及び管理の下、DMPを利用するものとし、DMPを利用して行ったすべての行為及びその結果について、責任を負うものとする。ただし、デジタル庁の故意又は重大な過失によるものである場合は、この限りではない。

- 2 登録事業者は、DMPの利用に際して、デジタル庁、登録行政機関等又は第三者に損害又は不利益を与えた場合、登録事業者が当該損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 登録事業者は、DMPのアカウントの不正利用若しくは第三者による使用又はそれらのおそれが判明した場合には、ただちにその旨をデジタル庁に通知するとともに、デジタル庁からの指示に従うものとする。

(職員による利用)

第27条 登録事業者は、デジタル庁の定める手続きに従い登録することにより、自己の利用権限に基づき自己の職員（役員、従業員を含む。）にDMPを利用させることができるものとする。

- 2 登録事業者は、本契約に規定するDMPの利用にかかる条件を職員に遵守させる義務を負うものとする。職員が本契約の規定に違反した場合、当該違反行為は登録事業者による違反行為とみなす。
- 3 登録事業者は、自己の職員の登録、削除、権限の範囲の設定等、職員に関する設定につき、自己の責任においてこれを行うものとする。

(委任)

第28条 登録事業者が、DMPを利用して登録事業者にかかる情報の登録や修正、削除等の作業について委任を行う場合、あらかじめ受任者との間で当該委任の内容について契約の締結その他適切な方法により合意をした上で、これを行わなければならないものとする。

2 デジタル庁は、登録事業者と受任者との間に生じた紛争その他の当該委任に起因する問題について、一切の責任を負わないものとする。

(アカウント情報の管理)

第29条 登録事業者は、ID、パスワードその他の登録事業者のアカウントに関する情報を、自己の責任において安全に管理・保管し、第三者による不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとする。

2 登録事業者は、自己のアカウント、ID又はパスワードを第三者に貸与、共有、譲渡、名義変更その他の方法により第三者に使用させてはならないものとする。

3 デジタル庁は、IDとパスワードの一致を確認した場合、当該ID及びパスワードの保有者として登録された登録事業者がDMPを利用したもののみならず、それにより発生した損害に対して、デジタル庁は責任を負わない。

(禁止事項)

第30条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとする。

(1) 本契約又は諸注意等に違反する行為

(2) 法令等に違反する行為

(3) 犯罪行為又は犯罪を助長する行為

(4) 行政機関等に登録商品又は登録商品に関する情報を提供する以外の目的でDMPを利用する行為

(5) デジタル庁、登録行政機関等又は第三者に対する詐欺又は脅迫行為

(6) 公序良俗に反する行為

(7) 反社会的勢力に対する利益供与その他反社会的勢力に関与する行為

(8) デジタル庁又は第三者の知的財産権、プライバシーの権利、その他の権利又は利益を侵害する行為

(9) 虚偽の登録情報を提供する行為

(10) 1つのアカウントを複数の者が共用する行為

(11) 他の登録事業者のアカウントのID又はパスワードを利用する行為

(12) 第三者に成りすます行為

(13) 他者を差別若しくは誹謗中傷し又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為

(14) DMPで知り得た非公開情報（DMP利用者のうち、デジタル庁及び登録行政機関等のみ公開される情報をいう。）を、他に所属している団体や他者に共有する行為

- (15) デジタル庁又はDMP利用者のネットワーク又はシステム等（以下、「本件システム等」という。）に過度な負荷をかける行為
- (16) 本件システム等へ不正にアクセスする行為又はそれを試みる行為
- (17) DMPの全部又は一部を変更、削除、逆コンパイル、逆アSEMBル又はリバースエンジニアリングする行為
- (18) DMPの運営を妨害する行為
- (19) デジタル庁、行政機関等又は第三者に損害等を与える行為
- (20) 個別契約を締結する際における談合等の不正行為
- (21) DMPの登録手続画面上、「事務局のみ表示」の記載が無い項目に、事業者が有している技術上又は営業上の重要な情報を、入力する行為
- (22) その他デジタル庁が不相当と認める行為

(非保証)

第31条 DMPを利用するために必要な機器、ソフトウェア、通信回線その他の利用環境は、登録事業者が自らの責任と費用負担で用意するものとする。

2 デジタル庁は、登録事業者がDMPにアップロードするデータが、DMPの利用に起因して消失、消滅、変化等しないことについて保証を行うものではない。登録事業者は、自己の責任において、データの管理をし、適宜バックアップ等を行ってからDMPを利用するものとする。

3 他のDMP利用者との間で紛争が生じた場合、登録事業者は、自己の責任で、当該他のDMP利用者との間で解決するものとする。

(DMPの利用に関する情報の提供の求め)

第32条 デジタル庁は、登録事業者に対し、DMPの利用状況等について、アンケートの実施その他の方法により聴取し、情報の提供を求めることができる。この場合において、登録事業者は、可能な範囲で情報の提供の求めに応じるよう努めるものとする。

(登録事項の利用)

第33条 登録事項又は登録事業者のDMPの利用に係る情報については、デジタル庁及び登録行政機関等の裁量で、デジタル庁及び登録行政機関等の業務利用、調達手法の改善、利便性の向上のために、デジタル庁及び登録行政機関等が保有及び利用できるものとする。なお、登録事業者としての利用権限が消滅した後においても、デジタル庁及び登録行政機関等は当該登録された情報を保有及び利用できるものとする。

第6章 秘密情報等の取扱い

(秘密情報の取扱い)

第34条 秘密情報とは、以下の情報をいい、デジタル庁及び登録事業者は、秘密情報を、相手方の書面による同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。なお、各当事者が秘密情報として取り扱うのは、相手方から提供を受けた情報に限る。

(1) 登録事業者がDMPの登録手続画面上に「事務局のみ表示」の記載がある項目に記載した情報。

(2) デジタル庁が、DMP利用者（登録していない者も含む）であれば誰でも閲覧できる状態で提供する以外の態様で提供している情報。ただし、デジタル庁が第三者への開示を許可している場合を除く。

2 次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外されるものとする。

(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2) 秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

3 前項にかかわらず、デジタル庁及び登録事業者は、秘密情報のうち法令等の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求（デジタル庁における行政又は立法の事務において必要とされる場合を含む。）により開示すべき情報を、当該法令等の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとする。この場合、デジタル庁及び登録事業者は、関連法令等に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知し、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとする。

4 第1項にかかわらず、デジタル庁は、事業者及び行政機関等のDMPの利用促進を目的として、第25条に基づき登録事業者から提供を受けた営業上の情報を基にDMP利用状況として公開することができる。

5 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずる義務を負うものとする。

6 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報をDMPの提供又は利用の目的の範囲内でのみ利用することができるものとする。

7 前各項にかかわらず、デジタル庁が必要と認めた場合には、第21条所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、登録事業者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとする。ただし、この場合、デジタル庁は委託先に対して、本条に基づきデジタル庁が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせる義務を負うものとする。

8 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、秘密情報を相手方に返還、消去又は廃棄するものとする。

9 本条の規定は、登録が終了（解除含む。）した後、3年間有効に存続するものとする。

(個人情報の取扱い)

第35条 デジタル庁は、登録事業者（その職員も含む。）に関する個人情報を、DMPに関しデジタル庁が定めるプライバシーポリシー（<https://www.dmp-official.digital.go.jp/privacypolicy>）に従って取扱うものとする。登録事業者は、デジタル庁がこのプライバシーポリシーに従って個人情報を取り扱うことに同意するものとする。

(外部機関等への照会等)

第36条 デジタル庁は、登録事業者がDMPに登録した情報又は第22条第6項の規定により追加で提供を受けた情報等について、サイバーセキュリティ等の観点から他の行政機関等へ照会又は調査依頼を行い、助言等を受けることができるものとする。

第7章 雑則

(損害賠償等)

第37条 DMPの利用又は本契約に関連して、デジタル庁の故意又は重過失により登録事業者に損害が発生した場合に限り、登録事業者は、デジタル庁に対し、現実に生じた直接かつ通常の損害に限り損害の賠償を請求することができるものとする。

(免責事項)

第38条 デジタル庁は、次の各号のいずれかに該当する場合には、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 登録事業者がデジタル庁に申請した事項が真実と相違しており、デジタル庁が登録事業者から提出を受けた申請書類を相当の注意をもって照合しても当該相違を発見できなかったことに起因して損害が生じた場合
- (2) 登録事業者がデジタル庁に届け出、又は申請した事項につき変更又は取消等があったにもかかわらず、すみやかに変更等の届出又は申請をしなかったことに起因して損害が生じた場合
- (3) 登録事業者がID又はパスワードを漏えいしてしまったことに起因して、当該情報が登録事業者以外の者によって不正に利用された場合
- (4) DMP利用者が使用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又はDMP利用者により誤操作等が行われた場合
- (5) 地震、噴火、津波、台風等天災地変により損害が発生した場合
- (6) 火災、停電、公共サービス機関の停止等により損害が発生した場合
- (7) 関連法令等の制定若しくは改正又は裁判所若しくは行政庁による処分があったことに起因して損害が生じた場合

(8) デジタル庁の責めに帰すべからざる事由により、デジタル庁が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、登録事業者が本契約に違反したことを起因として、登録事業者に損害が発生した場合、デジタル庁の責めに帰すべき事由がなく、登録事業者に損害が発生した場合又は不可抗力により登録事業者に損害が発生した場合

(使用通貨)

第39条 DMPに登録する価格情報については、日本国通貨（円）で登録するものとする。

2 DMPを通じて登録行政機関等が調達した登録商品に係る費用に関する請求については、日本国通貨（円）で行うこととする。

(紛争の解決)

第40条 デジタル庁及び登録事業者は、本契約に関し、紛争または疑義が生じた場合には、その都度協議して円滑に解決するものとする。

(準拠法)

第41条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第42条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(言語)

第43条 本契約が他の言語に翻訳され日本語のテキストと翻訳された言語のテキストに相違が存在する場合、日本語のテキストが優先されるものとする。